

令和6年度 第10回定例記者懇談会 次第

日時：令和6年12月23日（月）午前10時00分～

場所：岩滝保健センター 2階 会議室

1 開 会

2 町長からの報告

- (1) 特別職報酬等審議会からの答申について (資料1)
- (2) 雑がみ保管袋の製作および配布について (資料2)
- (3) 令和7年消防団出初式の開催について (資料3)
- (4) 令和7年二十歳の成人式の開催について (資料4)
- (5) 【よさのみらい大学・リベラルアーツコース】第3回講座の開催について (資料5)
- (6) 令和6年度第1回公共施設等マネジメント推進委員会の開催について (資料6)
- (7) 与謝野町ふるさと起業家支援事業への募集について (資料7)
- (8) 12月定例会の振り返りおよび2024年実施の主な事業について (資料8)
- (9) 今後の行事予定などについて (資料9)

3 閉 会

※次回の定例記者懇談会について 令和7年1月31日（金）午前10時～開催予定

Press Release

報道各社 御中

【再配布】

令和 6 年 1 2 月 1 6 日
与 謝 野 町**「町長、副町長および教育長の給料の額」について
特別職報酬等審議会から答申されます**

与謝野町では、令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）に山添町長から与謝野町特別職報酬等審議会に対し諮問した「町長、副町長および教育長の給料の額」について、以下のとおり答申される運びとなりましたのでお知らせします。

1. 日 時 令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月） 午前 1 1 時から

2. 実施場所 岩滝保健センター 2 階 会議室（ 記者懇談会終了後開催 ）

3. 参 加 者 （1）与謝野町
町 長 山添 藤真
（2）与謝野町特別職報酬等審議会
会 長 坂根 正俊（さかね まさとし）
副会長 松田 政一（まつだ まさかず）

4. 概 略 山添町長から与謝野町特別職報酬等審議会に対し諮問した「町長、副町長および教育長の給料の額」について、審議会では職務と責任に応じた給料のあるべき水準について 3 回にわたり町民の感覚などを公平かつ適切に反映するべく審議が行われ、その審議結果が答申されるものです。

【審議会の開催日程】

- ・第 1 回 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）
- ・第 2 回 令和 6 年 1 1 月 1 4 日（木）
- ・第 3 回 令和 6 年 1 2 月 6 日（金）

5. そ の 他 答申書は当日配布いたします。

問い合わせ先

総務課 人事・庶務係

担当：中田

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 1 0

Press Release

報道各社 御中



令和 6 年 1 2 月 2 3 日
与 謝 野 町

「雑がみ保管袋」を製作し各世帯に配布します ～可燃ごみから資源ごみへ 目指せごみの減量化～

与謝野町では、ごみの減量化（資源化）の取り組みの一環として、燃えるごみの中に混在しているリサイクル可能な「雑がみ」の分別回収を促す目的で「雑がみ保管袋」を製作しましたのでお知らせします。

「雑がみ保管袋」は、町内の各世帯に一枚ずつ配布し、住民一人ひとりのごみに対する分別回収への理解を深めていただきたいと考えています。

1. 名 称 雑がみ保管袋
2. 配布予定日 令和 7 年 2 月下旬
3. 配布枚数 各戸配布 1 世帯 1 枚

※汚れや破損などで交換が必要な場合は、役場各庁舎または各地区公民館に予備を配置予定です

4. 使用方法

- (1) 「雑がみ保管袋」の中に紙袋をセット
 - (2) ごみとして出る「雑がみ」を保管袋の中袋へ
 - (3) 「雑がみ」がたまったら中袋を取り出し、資源ごみの収集日にごみステーションへ
- ※「雑がみ保管袋」はごみステーションに出さず、繰り返しご使用ください
※個人情報が含まれるようなものは注意してください



雑がみ保管袋の使い方



5. 周知方法など

- ・広報よさの 1 月号（令和 7 年 1 月 1 0 日発行）に掲載予定
- ・町公式 L I N E による、雑がみ保管袋配布案内および使用方法の周知
- ・町有線テレビ（CATV）による、雑がみ保管袋使用方法の CM 作成および放送

問い合わせ先

農林環境課 環境係

担当：荒木、落合

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 2 3

Press Release

報道各社 御中

令和 6 年 1 2 月 2 3 日
与 謝 野 町**令和 7 年与謝野町消防団出初式を開催します
～与謝野町の安心・安全を願って～**

与謝野町消防団では、消防団員の士気の高揚と職務遂行への決意を新たにするとともに、当町消防団の消防力を広く公開し、消防に対する意識と信頼を深め、町民へ消防防災意識の向上を図るため、以下のとおり消防団出初式を開催しますのでお知らせします。

1. 日時 令和 7 年 1 月 1 2 日（日）午前 9 時～

2. 会場 与謝野町立生涯学習センター知遊館（住所：与謝野町字岩滝 2 2 7 1 番地） 等

3. 内容 ①式 典 時間 午前 9 時～

会場 与謝野町立生涯学習センター知遊館 2 階 あじさいホール

内容 団長訓示、町長式辞、功労者・優良団員表彰などを行います。

②分列行進 時間 午前 1 0 時 4 0 分～

場所 京都農業協同組合岩滝支店前から第 1 分団車庫前まで

内容 消防団員、消防関係者およそ 1 3 0 人と消防ポンプ車 1 1 台が分列行進します。

※役場本庁舎横を通過し阿蘇シーサイドパーク側へ行進

③一斉放水 時間 午前 1 1 時～

場所 阿蘇シーサイドパーク付近

内容 指揮者の指示のもと、1 1 台のポンプ車から阿蘇シーサイドパーク内に向けて一斉放水を行います。

4. その他 知遊館での式典は、午前 9 時から開始しますが入場は御遠慮願います。

**問い合わせ先**

総務課 防災危機管理対策室

担当：小西

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 1 1

Press Release

報道各社 御中



令和 6 年 1 2 月 2 3 日
与 謝 野 町

令和 7 年与謝野町二十歳の成人式を開催します ～ 2 0 歳の節目をお祝い～

与謝野町では、与謝野町在住・出身者の 2 0 歳の節目を祝う「令和 7 年与謝野町二十歳の成人式」を開催しますのでお知らせします。

1. **日時** 令和 7 年 1 月 1 2 日（日）開式：午後 1 時 3 0 分（受付：午後 1 時～）
閉式：午後 2 時 ※閉式後、記念写真撮影を行います
2. **会場** 与謝野町勤労者総合福祉センター（野田川わーくぱる）
3. **対象者について** ※対象者数・出席予定者とも 1 2 月 2 0 日時点の人数
 - ・対 象 者 平成 1 6 年 4 月 2 日から平成 1 7 年 4 月 1 日までに生まれた方で、与謝野町在住・出身の方
 - ・対 象 者 数 2 9 3 人（男：1 5 3 人／女：1 4 0 人）
 - ・出席予定者 1 7 1 人（男： 9 3 人／女： 7 8 人）
4. **式典次第**
 - （1）開 式
 - （2）国歌・町歌斉唱
 - （3）式 辞 与 謝 野 町 長 山添 藤真
 - （4）祝 辞 与謝野町議会議長 山崎 良磨
 - （5）祝 電 披 露
 - （6）記 念 品 贈 呈 代表受取 浪江 香暖（ナミエ カノン）さん
 - （7）謝 辞 代表謝辞 太田 心菜（オオタ ココナ）さん
 - （8）閉 式

5. その他

- ・今年の記念品は「台付ふくさ」です。
- ・会場へは保護者の入場をお断りしています。
- ・取材いただける場合は、スムーズに入場いただけるよう、腕章を着用いただくなど報道関係者と分かるようなご配慮をお願いいたします。



問い合わせ先

社会教育課 社会教育係

担当：田中

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 2 6

Press Release

報道各社 御中

令和 6 年 1 2 月 2 3 日
与 謝 野 町よさの**みらい**大学
YOSANO MIRAI UNIVERSITY

リベラルアーツコース「哲学の未来」を開催します

与謝野町では、平成 2 9 年度から町をキャンパスに「新しいモノやコトの発見」「出会いと交流」を通じて、「自分・地域・まち」の未来を描き、主体的に行動する人財を育成する学び舎として、「よさの未来大学」を設置しています。

つきましては、以下のとおり令和 6 年度リベラルアーツコースの第 3 回目となる講座を開催しますのでお知らせします。

1. 日時 令和 7 年 1 月 1 9 日（日）午後 1 時～ 3 時
（開場 午前 1 2 時 3 0 分～）
2. 会場 生涯学習センター知遊館
（与謝野町字岩滝 2 2 7 1 番地）
3. 講座 リベラルアーツコース 講座
「哲学の未来 ～哲学対話ワークショップ～」
4. 講師 哲学研究者
永井 玲衣（ながい れい）氏
5. 受講料 無料
6. 申し込み・問い合わせ先 一般社団法人ソーシャルクリエイティブラボ（SCL） ※業務受託業者
講座への参加申し込みは、
こちらの事前申込フォームからお願いします。

事前申込フォーム



問い合わせ先

社会教育課 社会教育係
担当：藤井
電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 2 6



よさのみらい大学

YOSANO MIRAI UNIVERSITY

受講無料

初めての方も
大歓迎！

日常の中にある「問い」について一緒に考えてみませんか？

哲学者・永井玲衣さんによる

哲学対話ワークショップ



永井玲衣さん
(哲学者)

多様な価値観が交錯し、正解のない課題が増える現代。

「哲学対話」で色んな人とじっくり対話をしてみると、新しい考えが生まれたり、自分の気持ちに気づけたりすることもある。

哲学の知識がなくても大丈夫！誰もが参加できる対話の場です。

【プロフィール】

人びとと考える場である哲学対話を幅広く行っている。せんそうについて表現を通し対話する、写真家・八木咲との「せんそうってプロジェクト」、後藤正文らを中心とするムーブメント「D2021」などでも活動。著書に『水中の哲学者たち』（晶文社）。第17回「わたくし、つまり Nobody 賞」を受賞。詩と植物園と念入りの散歩が好き。

文学

第3回：2025年1月19日（日） 13時～15時 ※開場は30分前

会場・住所：知遊館・京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2271 番地

テーマ：哲学の **みらい** ～ちいさな「問い」を一緒に考えてみよう～

講師：永井玲衣さん（哲学者）

事前申込制

先着 50 名

対象：中学生以上

主催：与謝野町教育委員会

運営：一般社団法人ソーシャルクリエイティブラボ（SCL）

哲学の미래 プログラム紹介

日常の中にある「問い」とは？ 例えば…

体験！

問いを見つけ
深く考える

なんで
人は独り言を
言うんだろう？

将来の夢って
持たなきゃだめ？

なんで
良い日記を書きたい
って思っちゃうんだろう？

「哲学対話」で、こんな「問い」についてみんなでじっくり
話し合ってみよう！意外な気づきが得られるかも？

永井玲衣さんの哲学対話・3つのやくそく

対話的であるために、そして
ひとりひとりの思索をより深めるために…

その1

相手の話をよくきく。

他の参加者の意見をしっかりと聞き、理解しようとする姿勢を持つ。
一方通行でなく、相互的な対話にしよう。

その2

偉い人や誰かの言葉や意見を借りない。

偉い人の言葉や本からの引用ではなく、自分自身の考えを自分の言葉で表現することに取り組もう。

その3

「結局人それぞれ」にしない。

「それってあなたの感想でしょ」で片付けてしまわず、なぜそう考えるのかを深掘りしよう。

参加者同士の対話を通じて、思考を深め、
新しい発見につながる場に！

事前申込フォーム

事前申込制

先着 50 名

対象：中学生以上



講座への参加申し込みは

👉 **こちらからアクセスいただき
お申し込みください！**

事前
申込
受付中

主催：与謝野町教育委員会

運営：一般社団法人ソーシャリティ/25 クリエイティブラボ（SCL）

Press Release

報道各社 御中

【再配布】

令和 6 年 1 2 月 1 9 日
与 謝 野 町**令和 6 年度第 1 回
与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会を開催します**

与謝野町では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その適正化を図るため、与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会を次のとおり開催しますので、当日の取材をお願いします。

1. 日 時 令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木） 午後 7 時 0 0 分～

2. 場 所 岩滝保健センター 2 階 会議室 1・2

3. 出 席 者

・一般社団法人地域問題研究所 理事長	青山 公三 委員
・京都府立大学公共政策学部 教授	川勝 健志 委員
・よさの地域デザイン会議 元委員	坂中 綾香 委員
・与謝野町教育委員	佐々木 和代 委員
・福知山公立大学地域経営学部 准教授	杉岡 秀紀 委員
・与謝野町行政改革推進委員会 会長代理	西川 明宏 委員
・与謝野町長 山添 藤真	

4. 主な内容

（予定）

- ・委員委嘱
- ・委員長、副委員長互選
- ・公共施設等総合管理計画の実施状況について
- ・第 1 次答申に対する取組状況等について
- ・その他

5. そ の 他 本委員会は傍聴可能です

問い合わせ先

企画財政課 企画政策係

担当：田村

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 1 5

メール：kikakuzaisei@town.yosano.lg.jp

Press Release

報道各社 御中

令和 6 年 1 2 月 2 3 日
与 謝 野 町**与謝野町ふるさと起業家支援事業の募集について
～ 3 つの産業（農業・織物業・観光業）で与謝野町と
共創する企業・事業者を募集しています～**

与謝野町では、地域経済の活性化、地域内経済循環を推進することを目的に、「ふるさと起業家支援事業」により町内事業者と一緒に地域産業の活性化、課題解決に取り組んでいただける企業、事業者を募集していますのお知らせします。

起業や新規事業の展開、さらに新しい事務所・工場の開設を検討している企業や事業者向に与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金によって起業・創業支援を行います。

1. 誘致企業の募集期間

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火）～令和 7 年 3 月 1 0 日（月）

2. 募集企業・事業者の業種

3 つの産業（農業・織物業・観光業）で与謝野町と共創できる企業・事業者

3. 応募要件（補助対象事業者）

中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）又は小規模企業者（法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）

4. 補助金の額

与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付要綱の規定に基づく額

5. その他

詳細は、与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金実施要領（企業誘致事業）をご参照ください。

問い合わせ先

産業観光課 商工振興係

担当：大上、井上

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 1 2

令和 6 年度
与謝野町クラウドファンディング型
ふるさと納税活用事業補助金
「実施要領」

【企業誘致事業】

【問い合わせ先】

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

産業観光課

電話 0772-43-9012

FAX 0772-46-2851



与謝野町

目 次

第 1	与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金について	・ ・ 1
1	事業の目的	
2	補助金の交付対象者	
3	補助金対象事業	
4	補助対象経費及び補助金の額	
5	補助対象事業の実施期間	
第 2	クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画の承認について	・ ・ ・ 2
1	事前相談	
2	承認申請の期間及び申請方法	
3	事業計画内容の審査方法及び審査基準	
4	審査結果等	
5	承認後の活用事業計画の変更等について	
6	活用事業計画の承認の取消し	
第 3	補助金の交付申請から交付決定まで	・ ・ ・ ・ ・ 5
1	補助金の交付申請	
2	補助対象事業の事前着手について	
3	クラウドファンディング型ふるさと納税寄附の募集等	
4	補助金の交付決定等	
5	補助金の交付決定後の変更について	
6	補助金の交付決定の取消し	
第 4	補助対象事業の実施状況調査・報告・請求等について	・ ・ ・ ・ ・ 7
1	事業の実施状況調査	
2	事業の実績報告	
3	補助金の請求	
4	事業成果の報告	
第 5	令和 6 年度スケジュール	・ ・ ・ ・ ・ 9
別記様式		・ ・ ・ ・ ・ 10
【付録】	与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付要綱	
	様式集（一部抜粋）	・ ・ ・ 12

第1 与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金について

1 事業の目的

本事業では、クラウドファンディング型ふるさと納税※¹により寄附を募り、これを補助金として交付することで、下記の事業効果を期待します。

- (1) 本町外に本社又は本店がある中小企業者若しくは小規模企業者又は個人事業主等が与謝野町企業誘致戦略に基づき、町内の空家・空き工場を活用し、町内事業者と一緒にって地域産業の活性化、課題解決に資する事業の町内外への情報発信を通じて、町や事業に対する注目度が向上すること。
- (2) 事業を町民及び関係人口を始めとした多くの人たちが応援し、支える環境づくりにつながること。
- (3) 本事業をきっかけに新規事業化、事業の発展・継続につながることを。

2 補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 次に掲げるいずれかの法人又は個人であること。
 - ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）又は小規模企業者（法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）
 - イ 本町外に本社又は本店がある中小企業者若しくは小規模企業者又は個人事業主であって、本町内に新たに事務所又は事業所を設けようとするもの。
- (2) 事業所の本店（新たに起業する意思のある者にあつては事業の拠点として予定している所在地）が本町にあること。ただし、前号イに該当する者については、この限りでない。
- (3) 補助対象事業者の本社、本店又は事業所の所在する市町村の市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 政治活動を行う団体その他これに類する団体に該当しないこと。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しないこと。
- (6) 公序良俗に反する者に該当しないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する営業を行う者又はこれに類する事業を行う者に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 補助金の交付決定の日の前日までに破産手続若しくは特別清算手続又は会社更生手続、民事再生手続若しくは個人再生手続の開始の申立をした者に該当しないこと。

¹町が承認した事業を支援するため、インターネットを通じて不特定多数の人から資金調達を行うふるさと納税制度をいう。

3 補助金対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業です。

○企業誘致事業

【事業目的】

本事業は、令和4年度に作成した与謝野町企業誘致戦略に基づき、町内の空家・空き工場等の地域資源を活用し、3つの分野（農業、織物業、観光業）において町内事業者と一緒に地域産業の活性化、課題解決に資する事業を行う事業者（起業家）を誘致し、地域経済の活性化、地域内経済循環の推進を目指します。

【対象事業項目】

地域が抱える問題を改善し、地域を発展させることを目的とした事業で、補助対象経費の額が50万円以上の事業

ア 3つの分野（農業、織物業、観光業）に関連する事務所又は事業所を本町に新たに設置するもの（ビジネスをつくる事業）

4 補助対象経費及び補助金の額

【補助対象経費】

広告宣伝費、旅費、使用料、手数料、委託料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、研究開発費、研修費、建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費並びに土地、機械装置、車両運搬具及び備品の購入費及び賃借料

【補助金の額】

クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附があった額の合計額から、手数料等（寄附に対する返礼品を希望する者から寄附された額の合計額の1/2の額及び寄附に対する返礼品を希望しない者から寄附された額の合計額の1/5の額の合計額（この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を除いた額。ただし、他の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を除いた額を限度とする。

5 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、原則として与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画承認通知日から令和8年3月13日までの間に実施・完了することができること。

第2 クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画の承認について

1 承認申請の期間及び申請方法

補助対象事業者は、次の書類に必要事項を記入し、提出してください。

【提出書類】

（1）要綱第5条に規定する書類

・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画承認申請書（様式第1号）

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画書（様式第1号の2）
- ・町税等納税状況確認承諾書（様式第1号の3）又は市町村民税納税証明書
- ・申請者（個人事業主等を除く。）の定款又は規約
- ・申請者（個人事業主等を除く。）の役員名簿
- ・その他町長が特に必要と認める書類

（2）事業計画書（詳細）（実施要領別記様式1又は別記様式2）

【募集期間における相談・申請期間】

令和6年12月10日（火）から 令和7年3月10日（月）まで

【申請書等の記入方法】

- （1）可能な限りパソコン等により電子データで作成してください。
- （2）各記載事項欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

【提出先】

与謝野町産業観光課

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1 与謝野町役場本庁舎 1 階

2 事業計画内容の審査方法及び審査基準

（1）審査会（プレゼンテーション形式）の開催について

町において、申請書の事業内容等を審査します。

審査は、副町長、商工会、金融機関、中小企業経営診断士、学識経験者などで構成された審査会において、下記の審査基準に沿って行います。町が指定する日時・場所で開催する審査会にご参加（オンライン参加可能）いただき、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。基準点を越えた申請者を承認事業者とします。

ア 審査会の日時：令和7年4月上旬（予定）

イ 審査会の場所：与謝野町内会場（未定）

※場所については、決まり次第、個別にご案内します。

（2）審査項目及び審査基準について

審査は、提出された事業計画等に基づき、次の項目及び基準により実施します。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

○審査項目及び審査基準

以下の観点に重点を置いて審査します。

審査項目	審査内容	配点
（1）公益性	・3つの事業（農業、織物業、観光業）に関連する事業の効果が特定の個人や組織のみではなく、広く町民、社会一般に及ぶものであるか。	30点

	・行政支援が妥当か、正当性はあるか。	
(2) 計画性・ビジネス性	・事業の実現性において、実現可能な事業計画、実施体制（従事者数、従事者の事業遂行能力、関係機関との協力体制等）ともに現実的か。 ・事業の継続性において、資金調達後、継続して利益を生み出せる事業か。	20点
(3) 地域経済への貢献	・与謝野町地域経済分析報告書の政策課題に該当し、地域経済の課題解決に資する事業であるか。	25点
(4) クラウドファンディングとの親和性	・事業の魅力性・共感性において、事業内容等が魅力的で目標額達成の見込みがあるか。 ・寄附者へのリターンにおいて、寄附者を惹きつけるリターンが用意されているか。 ・資金調達の実現可能性において、資金を集めることが出来る算段があるか。	15点
(5) 総合評価	・事業目標、事業計画、事業の継続性や成長の可能性、事業者のプレゼンテーションなどを総合的に、また、第一印象も加味してどうだったか。	10点
合 計		100点

※合計60点以上で承認事業者とします。

3 審査結果等

審査結果については、採用の有無にかかわらず文書で通知します。

【承認通知日】 令和7年4月中旬（予定）

承認された事業は、「事業名」「承認事業者名」「事業概要」について、町ホームページにより公表します。また、報道機関等に情報提供する場合があります。

4 承認後の活用事業計画の変更等について

承認を受けた活用事業計画の変更等をする場合は、事業担当課へ必ず連絡をしてください。変更等の内容に応じた変更手続きを案内します。

(1) 要綱第6条第1項の各号*に該当する場合

次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画書（様式第 1 号の 2）
- ・承認申請書に添付した書類のうち変更があったもの

***要綱第 6 条第 1 項の各号**

- (1) 活用事業計画の事業費の 20 パーセントを超える増減をしようとするとき。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税による希望寄附額を変更しようとするとき。
- (3) 活用事業計画の中止又は廃止をしようとするとき。
- (4) 承認事業者の名称、所在地、代表者その他重大な項目の変更をしようとするとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めるとき。

(2) その他の軽微な変更該当する場合

変更内容、変更理由等のヒアリングを行うほか、書類の提出を求める場合があります。

5 活用事業計画の承認の取消し

要綱第 7 条第 1 項各号**のいずれかに該当すると認める場合は、当該活用事業計画の承認を取り消す場合があります。承認を取り消したときは、速やかにその内容と理由を通知します。

****要綱第 7 条第 1 項の各号**

- (1) 要綱第 3 条第 2 項に規定する要件***に新たに該当することとなったとき。
- (2) この告示又は町が定めるその他の規程に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、承認を受けたとき。

***要綱第 3 条第 2 項に規定する要件については、「2 補助金の交付対象者」の（4）から（9）をご確認ください。

第 3 補助金の交付申請から交付決定まで

1 補助金の交付申請

承認事業者は、次の書類に必要事項を記入し、産業観光課に提出してください。

ただし、前年度に承認された事業で年度をまたぐ事業については、前年度実施要領に基づいて申請するものとする。

【提出書類】

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金交付申請書（様式第 4 号）
- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金収支予算書（様式第 5 号）

【提出期限】

令和 7 年 5 月中旬（予定）

【申請書等の記入方法】

- (1) 可能な限りパソコン等により電子データで作成してください。
- (2) 各記載事項欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

2 補助対象事業の事前着手について

承認事業者は、補助金の交付決定前に承認事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることはできません。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に承認事業を実施しようとする場合は、次の書類に必要事項を記入し、提出してください。

【提出書類】

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業事前着手届（様式第6号）

3 クラウドファンディング型ふるさと納税寄附の募集等

（1）寄附の募集

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス（以下「ポータルサイト」という。）」により行います。

【募集期間】

令和7年7月初旬～令和7年10月初旬の間（最長90日間）

【承認事業者の事前準備】

- ・事業者登録（新規の場合のみ）>>> 令和7年4月下旬（予定）までに
- ・返礼品登録（新規登録する返礼品がある場合）>>> 令和7年5月下旬（予定）までに
- ・寄附募集ページへ掲載する資料、写真等の検討

【ポータルサイト掲載準備】

- ・寄附募集ページ掲載原稿（初稿）の作成 >>> 令和7年5月中旬（予定）までに
- ・寄附募集ページ校正・確認 >>> 令和7年6月30（月）（予定）までに

【寄附募集にあたっての留意点】

- ・募集ページの工夫や積極的な情報発信等、より多くの寄附者から共感が得られるよう努めてください。
 - ・返礼品は与謝野町の返礼品に登録しているものになります。承認事業者の活動に関連した商品、魅力ある商品を検討してください。
- ※返礼品の送付、その他の苦情については承認事業者で対応していただく場合があります。

（2）寄附の方法

ポータルサイト内の決済方法によるほか、振込取扱票等による振込となります。

【寄附者の同意事項】

- ・個人情報の取り扱い
- ・用途を指定した寄附

※事業内容等の変更等により、万が一実施できない事由が生じた場合は、当該寄附の趣旨に沿うような事業に活用させていただくこと。当該寄附は「負担付寄附」ではないこと。

4 補助金の交付決定等

補助金の交付申請のあった承認事業のクラウドファンディング型ふるさと納税額が確定した後、承認事業者（補助金交付申請者）に交付決定を通知します。

補助金の交付決定後、「事業名」「承認事業者名」「事業概要」について、町ホームページ

等で公表します。また、報道機関等に情報提供する場合があります。

5 補助金の交付決定後の変更について

補助金の交付決定後に事業内容等を変更する場合は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第8号）
- ・変更内容を記載した与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業計画書（様式第1号の2）及び与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業収支予算書（様式第5号）
- ・その他事業内容の変更が分かる書類

6 補助金の交付決定の取消

要綱第7条第1項各号に該当することが明らかになった場合は、その決定を取消し、書面により通知します。

既に補助金が支払われているときは、補助金の返還となります。

第4 補助対象事業の実施状況調査・報告・請求等について

1 事業の実施状況調査

必要に応じて、事業の実施場所等で実施状況を確認させていただくことがあります。

2 事業の実績報告

事業が完了したときは、次の書類を各事業担当課へ提出してください。

【提出書類】

- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金実績報告書（様式第10号）
- ・与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業収支決算書（様式第11号）
- ・完成写真
- ・経費の支払を証する書類
- ・その他参考となる書類
- ・その他町長が必要とする書類

【実績報告書等の記入方法】

- （1）可能な限りパソコン等により電子データで作成してください。
- （2）各記載事項欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

【提出期限】

事業完了後30日以内。

ただし、令和8年2月20日（木）～3月13日（金）に完了した事業は、令和8年3月

20日（金）必着とする。

3 補助金の請求

交付すべき補助金の額の確定後、与謝野町クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金確定通知書により通知しますので、補助金の請求をしてください。

【確定通知（予定）日】

実績報告書の提出日から概ね7日以内に通知

【補助金の請求期限】

令和8年4月10日（金）までに

4 事業成果の報告

補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までは、補助金の交付を受けた事業の進捗を町長へ報告していただくこととなります。

補助金の交付を受けた事業の「事業名」「承認事業者名」「事業概要」について、町ホームページ等により公表します。また、報道機関等に情報提供する場合があります。

第5 令和6年度スケジュール

誘致企業募集期間				事業承認・ サイト掲載内容調整			寄附募集		
R6年 12月	R7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	事業計画申請受付			承認通知 事業計画審査	補助金交付申請 (事前着手)		広報・プレス	事業進捗・情報発信	
相談・申請 (3か月)					返品登録 募集ページ 作成		寄附募集 (3か月)		
交付決定・事業完了・実績報告・完了検査						補助金支払			
10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月	4月	5月		
事業着手 補助金交付決定					補助金の額確定 事業完了・実績報告	補助金の請求	補助金の交付		

12月定例会および2024年の振り返りについて

■ 12月定例会の振り返りについて

- 令和6年度与謝野町一般会計補正予算（第7号および8号）について
- その他

■ 2024年の振り返りについて

- 1月
 - 1/ 1 能登半島地震に伴い職員を被災地に派遣（計6人／1/17～2/22）
 - 1/19 【旧尾藤家住宅】国の重要文化財に指定
 - 1/23 大谷翔平選手から寄贈されたジュニア用グローブが各小学校に到着
 - 1/28 「住民が主人公となるまちづくりをかんがえる」協働のまちづくりシンポジウムを開催
 - 1/30 与謝野町移住者交流会を開催
- 2月
 - 2/ 1 内閣府青年国際交流事業「世界青年の船」の受け入れ（～2/3）
 - 2/29 男山浄水場耐震化工事の完成
- 3月
 - 3/ 9 【TANGOYA BREWERY & PUBLIC HOUSE】ビールお披露目イベント
 - 3/ 9 【マザーグースの会】「細井和喜蔵ものがたり」制作発表会
 - 3/14 【YOSANO ROASTER Roastery cafe】オープン
 - 3/16 スマートグリーンビレッジ確立協議会設立記念シンポジウム
 - 3/17 【桑飼小学校】閉校記念碑除幕式
 - 3/20 【特別養護老人ホーム与謝の園】竣工式および完成内覧会
 - 3/21 与謝野町特別職員を表彰（3名）
 - 3/24 与謝野町消防団第2分団 新車庫引き渡し式
 - 3/27 多様な主体による協働のまちづくり推進指針を策定
 - 3/30 与謝野町消防団第3分団 多機能型小型動力ポンプ付積載車引き渡し式
 - 3/31 【宮津天橋高校】「COME COME 与謝野」（旧与謝小学校の利活用事業）
- 4月
 - 4/ 1 子育て支援医療費助成の対象年齢を高校生相当年齢まで拡大
 - 4/ 1 宮津市との水の相互融通に関する協定の締結
 - 4/ 1 認知症に特化した相談窓口の開設
 - 4/ 1 学童保育所の運営を民間業者に委託開始
 - 4/ 1 よさの移住・定住サポート総合窓口を開設

- 4/ 3 【satoyama にこちゃん】新拠点をオープン
- 4/ 4 香里ヌヴェール学院中学校・高等学校と連携協定を締結
- 4/12 【あそびのワッフル】オープン
- 4/16 上下水道審議会に水道料金などの改定について諮問
- 4/19 第1回与謝野駅周辺まちづくり計画検討委員会を開催（全3回）
- 4/20 【旧尾藤家住宅】国重要文化財指定記念事業の開催
- 4/23 【与謝野町立図書館】文部科学大臣賞を受賞
- 4/27 【加悦谷祭り】5年ぶりの子供歌舞伎を上演（後野区宮本町）（～4/28）
- 5月 5/ 1 【岩滝祭り】水無月神輿最後の神輿おろし（弓木区）
- 5/ 1 地域力創造アドバイザーとして平林和樹さんを招へい
- 5/ 5 糸井嘉男さん・株式会社AGRISTから町内小学校へスポーツ用品の寄贈
- 5/11 【阿蘇海一周マラソン大会】橋立中学校が3年連続の総合優勝
- 5/11 第1回与謝野駅周辺まちづくりワークショップを開催（全3回）
- 5/12 【宮津天橋高校】「かやだにまつり」の開催（探究授業）
- 5/13 株式会社SPLYZAと連携協定を締結
- 5/27 平田オリザ氏による演劇的手法を用いた授業を実施（全4回）
（5/27 岩滝小、5/28・6/3 加悦小、6/7 石川小）
- 5/28 性的マイノリティに関するメール相談を開始
- 6月 6/19 京都府開庁記念日記念式典で山添町長が表彰
- 6/24 TANGO OPEN CENTER グラウンドオープン
- 7月 7/ 1 与謝野町ふるさとまちづくり活動応援補助金を創設（登録4団体）
- 7/ 6 【与謝野駅】「ヨサノガーデンフェス2024」の開催
- 7/ 8 【FLUFF～フラフ～】オープン
- 7/10 糸井嘉男さん・株式会社AGRISTからのスポーツ用品贈呈式の開催
- 7/12 移住促進特別区域に山田地区が指定
- 7/14 阿蘇海フェスタ2024の開催
- 7/22 日本郵便株式会社と包括連携協定を締結
- 7/28 【江陽中学校】「京都府中学校総合体育大会陸上競技の部（男子の部）」優勝
（40年ぶりの快挙）
- 7/30 香里ヌヴェール学院高等学校による「高校生地域創生プロジェクト」実地演習
と発表を実施（～8/2）
- 8月 8/ 6 空き家バンク仲介協力業者懇談会を開催
- 8/ 8 西日本電信電話株式会社京都支店と連携協定を締結
- 8/21 【野田川地域認定こども園】整備基本計画を策定
- 8/23 与謝野駅周辺まちづくり計画を策定
- 8/25 京都府消防操法大会（ポンプ車操法の部）で与謝野町消防団が準優勝
- 8/29 第3次与謝野町行政改革大綱を改訂
- 9月 9/ 2 地域おこし協力隊として郭 珍秀（かく じんすー）隊員の着任式を開催
- 9/15 【静庵（しずかあん、ベトナム料理店）】オープン

- 9/24 オリジナルの婚姻届・出生届の配布開始
- 1 0 月 10/ 1 町営バス（コミュニティバスひまわり）を廃止し、よさの乗合交通の本格運行を開始
- 10/ 1 ふるさと納税の使途指定先としてまちづくり団体を追加
- 10/ 1 【江山文庫】開館 3 0 周年
- 10/11 【古着屋千と千と千】オープン
- 10/13 【加悦谷渦製作所】2 0 2 4 加悦谷 FACE TO FACE がりゃ〜祭りの開催
- 10/18 与謝野町特別職報酬等審議会に理事者の給与の額について諮問
- 10/26 アベリスツイス高校生 5 名および Maldwyn 市長ほか 8 名を受け入れ（～11/1）
- 1 1 月 11/ 2 【与謝野駅】「ヨサノガーデンフェス 2 0 2 4」の開催
- 11/16 【旧加悦町役場庁舎】「令和の大修理」竣工 5 周年記念事業の開催（～11/17）
- 11/30 よさのふくし祭りが初開催
- 1 2 月 12/ 8 中野国土交通大臣がよさの乗合交通を視察
- 12/ 8 第 1 回「自分ごと化会議」を開催（テーマは公共交通、全 3 回開催予定）
- 12/23 与謝野町特別職報酬等審議会から理事者の給与の額について答申
- 12/25 与謝野町パートナーシップ制度の導入（12/16～受付）

Press Release

報道各社 御中



令和 6 年 1 2 月 2 3 日
与 謝 野 町

今後の行事予定など

【イベント情報】

1. 2025アートETO展

- 日 時 令和7年1月7日（火）～2月2日（日） 午前9時～午後5時
- 会 場 知遊館 展示室
- 内 容 干支の巳^{へび}をテーマに、俳句・陶芸・ちぎり絵・絵画など様々なジャンルのアート作品を一堂に展示
- 問合せ 知遊館（0772-46-2451）



【その他情報】

1. 消防団年末警戒

- 日 程 令和6年12月28日（土）～30日（月）午後8時～10時
- 内 容 各分団がそれぞれの地域を巡回し、防火広報を実施
町長はじめ、団長や副団長、議長や府議会議員などの激励巡視
- 参加者 町消防団 約300人
- その他 12月31日（日）は自宅待機で警戒
- 問合せ 防災危機管理対策室（0772-43-9011）

2. 与謝野町自分ごと化会議（第3回会議）

- 日 時 令和7年1月13日（祝）午後1時～4時
- 会 場 野田川わくぱる
- テーマ 「公共交通を考える」
- 内 容 これまでの議論を集約し「提案書」として取りまとめる
- 参加者 町民参加者26人
- その他 会議は傍聴自由、町公式YouTubeチャンネルでライブ配信
- 問合せ 企画財政課（0772-43-9015）

Press Release

報道各社 御中



令和6年12月23日
与謝野町

3. 【年末年始】役場庁舎などの業務日程

施設名\日程	令和6年12月					令和7年1月					
	27日 (金)	28日 (土)	29日 (日)	30日 (月)	31日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)	6日 (月)
役場庁舎	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○
ごみ収集	○	○	○	○	○	休	休	休	○	休	○
衛生プラント	○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○
クリーンセンター	○	○	○	○	○	休	休	休	○	休	○
国保診療所	○	休	休	休	休	休	休	※1	休	休	○
クアハウス岩滝	○	○	○	○	休	休	休	休	○	○	○
図書館 (本館・分室)	○	休	休	休	休	休	休	休	休	○	※2
グラウンド 体育館	○	○	休	休	休	休	休	休	○	○	○

※1…休日在宅医

※2…野田川分室のみ開館

- ・役場庁舎の休業中は、諸証明の発行や公共料金の受け取りはできません。
- ・婚姻届や死亡届などの戸籍届は「役場野田川庁舎のみ」でお預かりできます。